

## 太陽光発電施設の安全な導入を促進する条例における設置禁止区域への 設置許可申請に係るよくある質問とその回答

太陽光発電施設の安全な導入を促進する条例（以下「太陽光条例」という。）では、土砂災害の発生するおそれが特に高い区域について、太陽光発電施設の設置を原則禁止しています。

設置禁止区域に例外的に設置する場合は、知事による許可が必要であり、許可にあたっては、設置禁止区域における太陽光発電施設の設置の許可の基準（令和元年7月5日告示第319号。以下「許可基準」という。）を満たす必要があります。

この設置禁止区域への設置許可申請に関し、これまで県に寄せられたよくある質問とその回答は次のとおりですので、参考としてください。

※ 記載は令和元年10月現在のもの。更新は適宜実施予定。

**問1 設置する太陽光発電施設が安全である（許可基準を満たす。）ことについては、設置者が、根拠を示して説明を行う必要があるのか。**

答1 設置禁止区域は、既存法令により土砂災害のおそれが特に高い区域を指定しており、県民の安心・安全確保の観点から、太陽光発電施設の設置を禁止しています。

当該区域へ例外的に設置しようとする太陽光発電施設の安全性には問題がない（許可基準を満たす。）という説明は、設置者がその根拠を示して説明する必要があります。

**問2 許可基準を満たすため「〇〇対策工事をする」といった方法を、県があらかじめ示すことはないのか。**

答2 設置禁止区域への設置はあくまで例外であり、原則禁止です。ただし、安全性に問題がない（許可基準を満たす。）と設置者が自ら根拠をもって申請し、それが認められる場合に限り設置許可がなされることとなります。

原則禁止であること、また区域ごとの個別の事情により安全性確保の方法は異なることから、安全性に問題がないことの挙証は設置者に求めているところです。

なお、挙証については、対策工事等により安全性に問題がない状態となると主張するだけではならず、設置者がその旨を合理的根拠をもって示すことが必要であり、それが認められない限り、許可基準を満たすことにはなりません。

問3 発電出力 50 kW以下の小規模な施設の設置を考えており、開発区域面積もごくわずかだ。このような場合であっても、メガソーラーのような大規模な開発と区別なく、コンサルタント業者に委託するなどの方法により、全ての申請に必要な書類を揃えないといけないのか。

答3 設置禁止区域への設置は、出力規模に関わらず禁止しており、許可申請にあたっては、申請に必要な書類を全て提出していただく必要があります。

提出を義務付けている書類はもちろんのこと、安全性の根拠等を示した書類等の記載が十分でない場合は、許可基準を満たしていると判断できないこととなります。

問4 許可申請書（様式第1号）の別紙3（条例第5条第2項に規定する知事が別に定める基準を満たすために講ずる措置の内容）について、説明の根拠となる資料等があれば添付することとなっているが、許可申請書の提出後に追加で提出することは可能か。

答4 許可基準を満たしているかどうかについて、申請後に資料の内容確認や疑問点の照会等を行うことが想定され、そうしたやり取りが続いている間に限り、追加資料を提出することも可能です。

ただし、追加資料の提出により審査に時間を要することになる他、提出時期によっては対応不可となる場合もあることを御承知おき願います。

問5 許可申請書に添付する書類に「10 その他知事が必要と認める書類」があり、その例として太陽光発電施設の安定計算書が上げられているが、安定計算書の提出は必須なのか。

また、安定計算書による安全率は、どの程度の数値になる必要があるのか。

答5 太陽光発電施設を斜面に設置する場合、安定計算書の提出は必須です。

また、安全率の数値は、太陽光発電施設を設置する斜面について、修正フェレニウス法等の合理的な算式による安定計算で求めた安全率が1.2以上を満たす必要があると考えています。

加えて、安定計算を行うに当たっては、地盤調査の結果等、合理的な根拠に基づく数値を用い、設計荷重（固定、風圧及び積雪）及び想定される地震発生時の地盤の安定性を考慮して行うとともに、一団の斜面であっても、地形、地質、地質構造及び土質が一律でない場合は、その状況に応じた箇所ごとに行ってください。